

沿岸広域振興局長告示第53号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年6月20日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373000868	医療法人晃生会	晃生会指定通所介護事業所	下閉伊郡山田町山田第3地 割35番地	平成26年5月31日